

2019年11月

お客さま各位

千葉興業銀行

## 外国送金取引をされるお客さまへのお願い

### ～依頼人情報、受取人情報について～

平素より千葉興業銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

当行では、資産凍結等経済制裁対象国との取引規制、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取り組みの強化に努めておりますが、法令遵守の観点よりお客さまとの外国送金取引について正確な依頼人情報および受取人情報の記入をお願いしております。

<外国送金取引に必要な依頼人情報、受取人情報>

	個人／個人事業主のお客さま	法人のお客さま	注意事項
依頼人情報	氏名	名称	略称、屋号ではお取扱できません。 個人事業主のお客さまは個人名をご記入ください。
	住所		法人のお客さまは「本店若しくは主たる事務所の所在地」をご記入ください。 個人事業主のお客さまは「事業所所在地」ではなく「個人の住所（住居）」をご記入ください。
	口座番号		代り金の引落口座をご記入ください。
受取人情報	口座名義		——
	住所		個人／個人事業主のお客さまは、実際に居住されているご住所（都市名および国名を含む）をご記入ください。
	口座番号		IBAN採用国向けの場合は「IBANコード」をご記入ください。

外国送金取引をお申込の際に必要な情報をご記入いただけない場合、お取引をお断りさせていただきます場合がございます。お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

以上